

共同保証人が分別の利益を有することを知らずにした保証債務の弁済が、債権者の不当利得を構成するとされた事例

【文 献 種 別】 判決／札幌地方裁判所
【裁判年月日】 令和 3 年 5 月 13 日
【事 件 番 号】 令和 1 年（ワ）第 916 号
【事 件 名】 不当利得返還等請求事件
【裁 判 結 果】 一部認容、一部棄却
【参 照 法 令】 民法
【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25571662

早稲田大学教授 大澤慎太郎

事実の概要**1 事案**

訴外 A は、平成 9 年 6 月頃に、Y（旧日本育英会・現日本学生支援機構）から、第 2 種奨学金として 100 万 8000 円を年利 2%、合計 132 回の月賦で返還する旨にて（以下「本件奨学金 1」という）、訴外 C は、平成 20 年 2 月までの間に、同様に Y から、240 万円を年利 1.75625%、合計 180 回の月賦で返還する旨にて（以下「本件奨学金 2」という）それぞれ借り受けた。

本件奨学金 1 につき、平成 11 年 3 月 31 日、訴外 B（A の父）が Y に対して連帯保証し、同日、X₁（元高校教師で A は教え子）が A から委託を受けて同じく Y に対して単純保証した（以下「本件保証契約 1」という）。平成 24 年 10 月 10 日、Y は本件保証契約 1 に基づき X₁ に対して 93 万 6427 円の支払いを請求し、X₁ は平成 24 年 10 月 22 日から平成 31 年 1 月までの間に合計 68 万 800 円を弁済した（同年 3 月 22 日、Y は X₁ の分別の利益を認め 2 万 5800 円を返還している）。

本件奨学金 2 につき、平成 20 年 3 月 31 日、訴外 D（C の父）が Y に対して連帯保証し、同日、訴外 E（C の叔父）が C から委託を受けて同じく Y に対して単純保証した（以下「本件保証契約 2」という）。本件保証契約 2 については、E から家のこと全般につき包括委任を受けたという妻 X₂ が代理人として締結したという事情がある。平成 21 年 2 月 24 日、X₂ が E の代理人として本件保証契約 2 に基づき合計 242 万 2613 円を Y に支払った。平成 28 年 12 月 28 日、E は死亡し、

X₂ および 3 名の子が E を相続した¹⁾。

Y の運営等に係る省令（以下「本件省令等」という）には、奨学金につき、奨学生および連帯保証人による割賦金の返還が困難な場合には、（連帯保証人以外の）保証人に対して「延滞している割賦金の額及びその支払方法等を示して返還を請求する」旨が定められていた。また、本件奨学金 1 の借用証書（A、B、X₁ が作成）および本件奨学金 2 の返還誓約書（C、D、E が作成）には、各人が Y より受領した「返還の手引き」（以下「本件手引き」という）の記載に従い奨学金を返済すべき旨が示されており、ここには、本件省令等と類似の記載の他「4 親等以内の親族でない人を連帯保証人・保証人にする場合には、返還総額の返還を確実に保証できる人」を選ぶようにとの記載があった。

以上の事情のもと、X₁ および X₂（以下「X ら」という）は、Y により各自の保証債務額を超える金額の支払いを余儀なくされたとして、不当利得の返還（X₁ につき過払元金 17 万 6787 円、X₂ につき過払元金 121 万 1306 円、および、各民法 704 条〔以下、民法につき法文名を省略〕に基づくその支払済みまでの遅延利息等）と、不法行為（709 条）に基づく慰謝料（X₁ につき 3 万円、X₂ につき 24 万）の支払いとを、それぞれ Y に対して求めた。

X らの主張の要点は、X らには分別の利益があり、負担部分を超える弁済は非債弁済となるところ、Y は X らに負担部分を超える保証債務がないことを知りながら弁済を受けたため悪意の受益者（704 条）となり、また、Y は、X₁ には分別の利益があることを隠して、X₂ にはその説明をせず

に保証債務を履行させていることは不法行為を構成する、という点にある。これに対して、Yは、不当利得については、分別の利益は保証人が他の共同保証人の存在を主張立証しなければならない「権利の一部消滅事由又は一部障害事由」であり、保証人自身が主張しない限り主たる債務の全額に相当する保証債務を負う旨を、仮にそうでなくとも、負担部分を超えて弁済した共同保証人には事務管理に基づく費用償還請求権たる求償権が認められる結果、不当利得は生じない旨を、不法行為については、分別の利益は民法に定めがあることなどを理由に説明義務違反を構成しない旨を述べ、Xらの主張を争った。

判決の要旨

一部認容、一部棄却（控訴）。

「金銭債務などの可分債務は、民法 427 条により、債務者の特段の権利主張を要することなく当然に分割債務になるのであって、分別の利益を規定した民法 456 条は、国によって立法例が分かれていることによる疑義をなくし、数人が各別の行為で保証した場合も含むことを示すために設けられた規定に他ならない。実際、民法 456 条は」催告の抗弁（452 条）や検索の抗弁（453 条）「とは異なり、分別の利益の効果発生に保証人の何らかの行為を要求していない……民法 456 条が保証人に分別の利益を認めた趣旨は、保証人の保護と法律関係の簡明のためであるが、かかる趣旨に照らしても、主たる債務が可分債務である場合には、各保証人は平等の割合をもって分割された額についてのみ保証債務を負担すると解するのが相当である……（債権者が数人の保証人の 1 人のみを相手に全額の保証債務の履行を求める訴えを提起した場合に、他に保証人がいる旨の抗弁が主張されない限り、全額の支払を命ずる判決がなされることになるが、これは、実体法上の要件の主張責任が各当事者に分配され、各自が立証責任を負う要件事実を主張しなかった結果に過ぎない。このことは、弁済がなされて債権が実体法上消滅していたとしても、弁済の抗弁が主張されない限り、当該債権が有効に存在することを前提として判決されるのと同じことである。）……本件省令等の定めは、Y による奨学金の返還請求方法を定めたものに過ぎず、保証人が Y に対し奨学金の残債

務全額を負担することを定めたものとは解されない。本件手引きの記載も……Y が保証人に奨学金の残債務全額を請求することができる旨を定めたものとは解されない……保証人が、分別の利益を有していることを知らずに、自己の負担を超える部分を自己の保証債務と誤信して債権者に対して弁済した場合には、この超過部分に対する弁済は、保証債務を負っていないのに、錯誤に基づき自己の保証債務の履行として弁済をしたものといえるから、『債務者でない者が錯誤によって債務の弁済をした場合』（民法 707 条 1 項）、すなわち非債弁済に他ならない。そのため、保証人による自己の負担を超える部分に対する弁済は無効であって、保証人は、債権者に対し、当該超過部分相当額の不当利得返還請求権を有するというべきである」とし、過払元金部分とその支払済みまでの遅延利息につき X らの不当利得返還請求を認めた。

これに対して、分別の利益を有する保証人が負担部分を超えて保証債務を弁済した場合の不当利得の成否については種々の見解が対立しており裁判例も明確でないことを理由に、Y は悪意の受益者には当たらないとして、これに対応する遅延利息の請求は棄却し、同様の理由から Y には X らに分別の利益に係る説明義務もなかったとして不法行為に基づく損害賠償（慰謝料）請求も棄却した。

判例の解説

一 はじめに

可分な主たる債務の共同保証人は債権者に対して平等の割合で保証債務を負担するのが原則であり（456 条による 427 条の適用）、これが「分別の利益」である。共同保証人間における保証債務の負担割合につき述べるのが「負担部分」（465 条 1 項参照）であり、これは原則的に共同保証人間で平等²⁾になる。「負担部分」は「内部関係」を扱うのに対して、「分別の利益」は「対外的効力」を規律するものとしてこれに対比される³⁾（本判決はこの点に混乱が窺われる）。「分別の利益」自体を排除する旨の合意（特約）や、各保証人の負担部分の額（以下「負担部分額」という）と債権者に対して負うべき保証債務の額（以下、分割債務者の債権者に対するものも含め「対外債務額」という）とを異なるものとする旨の合意も許される。共同保証人は、弁済を通じて主たる債務者に対し求償

権を有する（459条、462条）が、負担部分額を超えて保証債務の弁済をした場合には、他の共同保証人に対しても各自の負担部分に応じて（465条参照）求償権を取得する。以上の結果、分別の利益自体が排除されていれば、共同保証人は自身の対外債務額を超えて保証債務を弁済する義務を負うが、排除されていなかったとしても、共同保証人が負担部分額を超える保証債務の弁済をすることが直ちに無効となるわけではない（465条2項はこれを前提にしている）。そこで、共同保証人の「対外債務額」を超える保証債務の弁済につき、いかなる条件下で有効と評価されるのか「分別の利益」との関係で問われたのが本件である。

二 本判決の論理と意義

1 分別の利益の法的性質

分割債務の各債務者は平等の割合で債務を負担する（「分割の原則（427条）」）。456条は共同保証人の負う保証債務につき427条を「適用」することにより「分別の利益」を定めている。それゆえ、分別の利益も共同保証人間に保証債務を実体法的に当然分割させるものという理解が、本判決の基礎にある。

分割債務の場合「分割」が推定される結果、債権者側が「連帯」である旨を主張立証しない限り、各債務者に対して債務の総額を支払うよう訴訟を提起したとしても、裁判所としては分割を前提とした判決を下すことになる⁴⁾。これを分別の利益に投影すると、債権者は各共同保証人に対して分別の利益を超えた保証債務の弁済を求めるのであれば、利益を放棄する旨（連帯）の合意があることにつき主張立証責任を負うことになり、立証を欠く場合には、裁判所は分別の利益を前提とした保証債務の弁済を認めるのみとなる。

2 対外債務額を超える弁済の法的性質

分割債務者が対外債務額を超える弁済をした場合の処理については、分割債務者の内部関係（負担部分）による。対外債務額を超えた弁済が負担部分額をも超えた場合には第三者弁済（474条）と評価され、その規律に従い他の分割債務者への求償が観念されることになる⁵⁾。これを分別の利益に投影すると、共同保証人をめぐる対外債務額と負担部分額との関係において類似的な処理がなされることになる。しかし、共同保証の場合には、そもそも他の共同保証人の存否に疎く、本判決の

ように他の保証人と共同で保証債務を負う旨の認識が乏しい（分別の利益を知らない）と認定しうるような事情があれば、第三者弁済はもとより、他人のための事務という性格が欠けるために事務管理（697条）が成立しないことになる。

以上から本判決は、共同保証人の保証債務につき当然分割を前提とする以上、その対外債務額を超える弁済につき債権者との関係において不当利得を構成するか否か（事務管理の成否）が、共同保証人の分別の利益に係る認識の有無によるのはある種の必然といえる。それゆえ、この当然分割の是非と、分別の利益の認識とをいかに評価するかが問われることになる。

三 本判決の評価

1 当然分割の是非

分別の利益の立法理由（趣旨）の捉え方は難しく、事実は判旨の通りであるとしても、これは、単に債権の総則規定として分割の原則を定める427条を置くこととの形式的整合性を確保するために、456条が定められたに過ぎないとも評価しうる⁶⁾。それゆえ、分割の原則と分別の利益とはそもそも淵源を異にする⁷⁾という事実をも踏まえると、実質的な根拠も乏しく両者を一体的に理解する必然性もない旨の指摘⁸⁾も説得的である。実際、当然分割とすれば、保証人の数が増えるほどに保証債務が分割され、担保力が低下するという本末転倒が生じる旨の批判⁹⁾は周知の通りであり、これが問題視されないのは分別の利益が「連帯」の合意により一般的に排除されているという現実による¹⁰⁾。保証人は主たる債務者に全額の求償ができることから最終的な債務負担者とならず分割債務者とは本質的に異なることも意識されて良い。本判決は、456条の立法理由をもって、また、検索および催告の抗弁との表現上の相違点も加味して、分別の利益が当然分割に沿うことの根拠とするが、淵源も加味すると解答が必然的に定まるものではないことが示唆される。

2 抗弁との関係

分別の利益は保証債務の履行請求を受けた共同保証人が他の保証人の存在につき主張立証することにより機能する（分別の利益の抗弁）というのが一般的な理解¹¹⁾である。もっとも、例えば、債権者Aが共同保証人たるBとCのうち一方のみを被告として全額の保証債務の履行請求をする場

合と、BCともに被告として全額の履行請求をする場合とでは、各人に配分される主張立証責任は一樣ではないだろう¹²⁾。当然分割によるならば、先の通り債権者側が請求原因事実のレベルで連帯等の主張立証責任を負うと理解するのが論理的帰結であるが、訴訟の形態によっては分別の利益が抗弁として機能する場面もありうる。このことは、504条所定のいわゆる担保保存義務が、保証人（代位権者）の当然免責をもたらすものでありながら一般的には抗弁として機能する¹³⁾ことが対比されて良い。あるいは、「職権探知」までは求めないとしても裁判所が分別の利益に係る評価にどこまで積極性を持つかによってもまた訴訟運営は変容する¹⁴⁾（当然分割かはさておき、証拠その他から他に保証人の存在を認定できるのであれば、裁判所としては分別の利益を前提とした保証債務の弁済を認めることはできる）。それゆえ、当然分割の採否と抗弁とを対応させる必然性もない。

3 保証人の認識と債権者の義務

結局、456条に係る当然分割性が論理的に正当化できないとすれば、結論の現実的妥当性からさしあたり評価するほかない。当然分割を前提とすれば、本判決のように、共同保証人の分別の利益に係る認識が、対外債務額を超えた保証債務の弁済に係る不当利得の成否に直結することになる。そこで、保証人保護の視点から、他の保証人の存在（追加）は保証債務の履行に係る重要な情報であることに鑑み、これを唯一確定的に把握する債権者に、分別の利益の内容とあわせて保証人に対して情報提供する義務（465条の10第1項3号が参考となる¹⁵⁾）を課するという見解¹⁶⁾も現れることになる。もっとも、当然分割を前提とする場合、仮に共同保証人が分別の利益につき認識を欠いた上で対外債務額を弁済すれば、債権者との関係で不当利得を当然に構成することになるのだから、あえて義務を指定する必要は無い。債権者が不当利得というサンクションを避けたいのであれば、共同保証人に対して分別の利益に係る認識に注意を払うべきという“間接的な義務”があれば充分である。仮に、積極的な情報提供義務を指定する意義があるとすれば、それは分別の利益を「抗弁」と構成する場合である。しかし、民法上の保証人の「利益」（当然免責を導出する担保保存義務が強く想起される）のうち分別の利益のみに、かかる義務を指定するのは制度的な整合性を欠き、仮に認

めるとしても債権者の一般的注意義務¹⁷⁾を指定した上でその一義務として評価すべきである。それゆえに、あまりにもハードルは高い。したがって、債権者と保証人との間の利益のバランスを考慮すると、当然分割を前提としつつ、債権者の“間接的な義務”を観察するのが現実的である。その意味で本判決が正当化されることになる。

●——注

- 1) それゆえ、本件はいわゆる無権代理人の本人相続型の事例（最一小判平5・1・21民集47巻1号265頁など）とも評価でき、X₂の分別の利益をめぐる主張は信義則に反すると解することもできるほか、117条に基づく責任も並行して検討することがありうる。
- 2) 我妻榮『新訂 債権総論（民法講義Ⅳ）』（岩波書店、1964年）506頁。
- 3) 区別的重要性につき、尾島茂樹「分別の利益・再考」金沢42巻2号（2000年）138～142頁参照。
- 4) 最二小判昭32・6・7民集11巻6号948頁参照。
- 5) 中田裕康『債権総論〔第4版〕』（岩波書店、2020年）521頁参照。分割債務が成立する場合は他の債務者の存在を認識していることが前提となるからである。
- 6) 尾島・前掲注3）130～136頁参照。これに対し、山野目章夫「保証人に対する権利行使とその訴訟構造」岡本裕樹ほか編『民法学の継承と展開（中田裕康先生古稀記念）』（有斐閣、2021年）352～361頁は判旨の示す内容を精緻な検証により正当化している。
- 7) 尾島・前掲注3）129頁以下が特に重要である。
- 8) 尾島・前掲注3）136～138頁参照。
- 9) 我妻・前掲注2）504頁に代表される。
- 10) 尾島・前掲注3）138頁参照。また、債権法改正における議論と評価につき、齋藤由起「分別の利益に関する一考察」阪法69巻3＝4号（2019年）679～680頁参照。
- 11) 例えば、潮見佳男『債権総論（プラクティス民法）〔第5版補訂〕』（信山社、2020年）667頁参照。
- 12) 山野目・前掲注6）356～358頁、369～371頁が参考となる。
- 13) 大澤慎太郎「一部代位と担保保存義務」千葉恵美子ほか編『Law Practice 民法Ⅱ 債権編〔第4版〕』（商事法務、2018年）190頁参照。
- 14) 尾島・前掲注3）148～149頁参照。
- 15) 山野目・前掲注6）355頁が示唆に富む。
- 16) 齋藤・前掲注10）691～692頁、茂木明奈「本件判批」法セ802号（2021年）125頁参照。
- 17) 大澤慎太郎「保証人の保護に関する一考察——フランス法におけるその規律の構造を素材として」私法79号（2017年）103頁以下参照。

* 付記 本稿は2021年度早稲田大学特定課題研究助成費（課題番号2021C-429）による研究成果の一部である。